# NAVIGATION & SOLUTION

# 改正会社法施行により幕が開いた「真の内部統制」の時代



大澤英季

## CONTENTS

- Ⅰ 改正会社法の施行
- Ⅱ 「内部統制システムの基本方針」の抜本的な見直し
- Ⅲ 法務省の見解(パブリックコメント)
- IV 「内部統制システムの運用状況の概要」の記載状況
- V 不祥事企業の「内部統制システムの運用状況の概要 |
- Ⅵ 「真の内部統制」の時代へ

#### 要約

- 1 2015年5月1日、改正会社法及び改正会社法施行規則(以下「改正会社法等」) が施行された。06年の会社法施行後、初の抜本的な改正であったが、内部統制シ ステムに関する主な改正点は、①企業集団および②監査体制の強化と、③運用状 況の開示、の3点が挙げられる。
- 2 改正会社法等の施行に伴い、多くの企業で自社の「内部統制システムの基本方針」を見直している。しかし、その内容は企業集団や監査体制に関する改正点 (前述①および②)を踏まえてはいるものの、運用状況の概要を事業報告に記載する改正点(前述③)については反映されていないケースが多い。
- 3 改正会社法等および法務省の見解(パブリックコメント)では具体的な定めが示されなかったこともあり、事業報告において初めて開示された「内部統制システムの運用状況の概要」は、具体性に欠ける表面的な記載が多く見受けられた。
- 4 しかし、そもそも内部統制は、PDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルを回し続けながら高度化していくものである。今般の改正会社法等の施行によって、企業が内部統制システムの運用結果を開示し、その内容についてステークホルダーから厳しく問われる時代、つまり、「真の内部統制」の時代の幕がついに開いたといえるのではないだろうか。

# Ⅰ 改正会社法の施行

毎年のことではあるが、3月期決算の多くの上場企業が6月下旬に株主総会を開催した。東京証券取引所によれば、東証に上場している3月期決算企業2355社中、今年の集中日となった6月29日に株主総会を開催したのは759社(32.23%)。昨2015年は2363社中977社(41.35%)であったため、分散開催が進んでいる格好となった。

その背景には、15年6月に導入された「コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)」の存在がある。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、上場会社における企業統治の基本的な考え方を金融庁と東京証券取引所が取りまとめたもので、5つの基本原則のうちの1つに「株主との対話」も挙げられている。そのため、株主総会の招集通知は、企業統治に関する記載、たとえば、社外取締役の選任基準が記載されるようになってきた。また、株主総会当日は、特に不祥事が起きた企業を中心に、企業統治に関する活発な質疑が行われたとも聞く。

一方で、15年5月1日には、改正会社法及び改正会社法施行規則(以下「改正会社法等」)が施行された。05年に制定され、06年に施行された会社法の初の抜本的な改正といわれており、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて改正点は多岐にわたった。ここでは、内容についての詳細説明を割愛するが、業務の適正を確保するための体制、いわゆる内部統制システムに関する主な改正点は、①企業集団および②監査体制の強化と、③運用状況の開示、の3点となっている(表1)。

#### 表1 改正会社法等の主な改正点(内部統制システム関連)

#### ①企業集団に係る規定の追加

- 施行規則に規定されていた「企業集団における業務適正を確保する ための体制」整備が会社法に規定(格上げ) (改正会社法第362条第4項第6号)
- 子会社から親会社への報告体制や子会社のリスク管理・法令遵守等の体制確保

(改正会社法施行規則第100条第1項第5号等)

- ②監査体制に係る規定の追加
  - ・監査役の補助使用人への指示の実効性確保や監査役への報告体制の 確立等

(改正会社法施行規則第100条第3項~第6項等)

- ③内部統制システムの運用状況に係る規定の追加
  - 運用状況の概要を事業報告に記載 (改正会社法施行規則第118条第2号)

なお、事業報告に記載される内部統制システムの運用状況の概要は、監査役の監査対象となっている(改正会社法施行規則第129条第5号)。

本稿では、上記改正点を踏まえ、企業において既に整備・運用されている「内部統制」 に何が起こるか、その将来展望を考察する。

# II「内部統制システムの 基本方針」の抜本的な見直し

改正会社法等の施行に伴い、多くの企業で 自社の「内部統制システムの基本方針」を見 直している。その内容は、今般追加された企 業集団や監査体制に関する改正点(前述①お よび②)を踏まえて、自社の「内部統制システ ムの基本方針」を改定しているケースが多い。

その一方で、運用状況の概要を事業報告に 記載する改正点(前述③)については、「内 部統制システムの基本方針」はほとんど改定 されていない。しかし、そのような中でも、 「内部統制システムの基本方針」を見直して いる会社もある。ここでは、東鉄工業株式会 社および東邦化学工業株式会社の2社の事例 を取り上げてみることにする(表2)。

内部統制システムの運用状況の概要を事業報告に記載すること自体は会社法で定められており、一見すると、各社の「内部統制システムの基本方針」にわざわざ定める必要性がないようにも思われるが、両社はなぜ改定したのであろうか。

「内部統制システムの運用状況の概要を事業報告に記載する」ということを、「運用状況の良し悪しにかかわらず、単にその概要を記載さえすればよい」と短絡的に考える経営者は皆無であろう。運用状況に何らかの問題、たとえば不祥事が発生していれば、その一因として内部統制システムに何らかの欠陥が存在し、改善が必要になることは当然である。

また、内部統制システムに何らかの欠陥が存在するということは、内部統制システムの決定が取締役会決議事項であることからも分かるように、その責任は取締役会にあることを忘れてはならない。

従って、取締役会は、自社の内部統制システムが適切に運用されているかを適時適切に検証し、問題などがあれば内部統制システムそのものを見直す必要がある。両社とも、「業務の適正を確保するための体制(の運用)は、取締役会において定期的に検証を行う」ことを「内部統制システムの基本方針」に定めているのは、そのためである。改正会社法等には明文化されていないものの、運用状況の概要を事業報告に記載する必要性から、「内部統制システムの基本方針」の抜本的な見直しが実質的に求められているといえる。

#### 表2 「内部統制システムの基本方針」の改定例(下線部が改定箇所)

#### (i) 東鉄工業株式会社

#### 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム等に関する事項)

- 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、東鉄工業行動憲章を全役職員に周知徹底する。

(中略)

10. 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行い、 事業年度の運用状況の概要を事業報告に記載する。

(後略)

出所)東鉄工業株式会社「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム等に関する事項)の一部改定に関するお知らせ」(2015年3月27日)より転載

#### (ii) 東邦化学工業株式会社

#### 内部統制システム構築の基本方針

1. <u>当社及びグループ各社の</u>取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 〈コーポレート・ガバナンス体制〉

(中略)

④当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制は、取締役会で定期的に検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応 じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

(後略)

出所) 東邦化学工業株式会社「『内部統制システム構築の基本方針』の改訂に関するお知らせ」(2015年7月29日) より転載

# Ⅲ 法務省の見解 (パブリックコメント)

各社が内部統制システムの運用状況の概要をどのように事業報告に記載しているかを見る前に、法務省がパブリックコメントでどのような見解を公表しているかを確認しておくことにしよう。パブリックコメントのポイントは、次の3点である(表3)。

- 単に「当該『業務の適正を確保するため の体制』に則った運用を実施している。」 との記載は不適当で、各社の状況に応じ た記載をする必要がある
- 財務報告に係る内部統制に限らない記載 をすることが求められる
- 運用状況の評価の記載を求めるものでは

ないが、事業報告に運用状況の評価を記載することを妨げるものでもない

しかし、これらは必ずしも具体的な記載内 容ではなく、運用状況の概要をどのように記 載するかは、実質的に各社の判断に任された 格好といえる。

# Ⅳ「内部統制システムの 運用状況の概要」の記載状況

それでは、実際に各社がどのように運用状況の概要を記載したかを見ていくことにする。まず、記載単位(区切り)であるが、ほとんどの企業で以下のいずれかとなっている。

●「内部統制システムの基本方針」で定められた項目ごとに運用状況の概要を記載する

#### 表3 「内部統制システムの運用状況の概要」に係る法務省の見解(パブリックコメント)

#### (11) 事業報告の内容(会社法施行規則第118条・第121条・第124条・第126条関係)

① 会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」について、(ア) 記載すべき項目を具体的に示すべきであるとの意見、(イ) その事業報告における具体的な記載内容は、例えば、内部統制に係る委員会の開催状況等について記載する等、各企業の状況に応じた合理的な記載をすることでよいか確認したいとの意見、(ウ)「業務の適正を確保するための体制」を記載した後に、「当該「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施している。」といった記載でよいか確認したいとの意見が寄せられた。

#### (当省の考え方)

会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」として記載すべき内容は各社の状況に応じて様々であることから、記載すべき項目を具体的に示すことはしていないが、各社の状況に応じた記載をする必要がある。なお、内部統制に係る委員会の開催状況については、その一内容となり得るものといえる場合が多いと考えられる。他方、単に、「当該「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施している。」というだけの記載は、通常は、「運用状況の概要」の記載とは言い難いと考えられる。

② 会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」について、金融商品取引法上の内部統制報告制度において求められる運用状況との異同を確認したいとの意見が寄せられた。

#### (当省の考え方)

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)上の内部統制報告制度は、財務報告に係る内部統制についての制度であると承知している。これに対し、会社法上の内部統制に関する規律は、財務報告に係る内部統制に限らないものである。会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」についても、この点を踏まえた記載をすることが求められる。

③ 会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」については、客観的な事実のみを記載し、運用状況の評価に関して記載するかは各社の任意という理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた。

#### (当省の考え方)

会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」は、客観的な運用状況を意味するものであり、運用状況の評価の記載を求めるものではない(なお、事業報告に運用状況の評価を記載することを妨げるものでもない。)。

出所)「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」(2015年2月6日) 35 ~ 36ページより転載

● 主要テーマ(たとえば、コンプライアン スやリスク管理、監査など)ごとに運用 状況の概要を記載する

改正会社法等およびパブリックコメントに おいて、記載内容が具体的に定められていな い以上、いずれでも法的には問題ないといえ る。しかし、運用状況の概要が記載されてい る場所は、「内部統制システムの基本方針」 が記載された後であるケースがほとんどであ ることから、「内部統制システムの基本方 針 | に定められた内容がどのように運用され ているかを開示したものと考えられる。従っ て、原則的には「内部統制システムの基本方 針しの項目ごとに記載すべきものといえる。

次に記載内容であるが、「内部統制システ ムの基本方針」で定められた内容に新たな情 報を多少追加しただけ(たとえば、会議の開 催回数などを追加しただけ)で、具体性に欠 ける表面的な記載に終始するケースが多く見 受けられた。

これは、改正会社法等の条文が、あくまで 「運用状況の概要」であり、詳細に記載する ことが求められていないと解釈されたことが 最大の理由であろう。さらに、法務省の見解 (パブリックコメント)で「運用状況の評価 の記載を求めるものではない | と示されてい たことも影響したものと思われる。

全体的な記載状況は以上の通りであるが、 ここではグローバル化している大手企業4社 の事例を紹介する。いずれも他の企業よりも 一歩踏み込んで記載しており、内部統制の高 度化に向けて、今後、他社においてもこのよ うな記載が増えることを期待する。

## 1 キヤノン株式会社

同社の「運用状況の概要」は、コンプライ アンス(内部通報)やリスク管理体制に関す る問題事案の発生有無や評価結果まで記載し ている (表4)。

### 表4 キヤノン株式会社の「業務の適正を確保するための体制」

コンプライアンス体制について

#### 運用状況の概要 (参考) 内部統制システムの基本方針 ⑤社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者 ⑤従業員は、キヤノングループにおいて法令・定款の違反を発見し の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し た場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含む ております。当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はあ いずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。 りませんでした。 また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

<ul><li>リスクマネジメント体制について</li></ul>	
運用状況の概要	(参考) 内部統制システムの基本方針
①リスクマネジメント委員会には、財務報告の信頼性確保のための体制整備を担当する「財務リスク分科会」、企業倫理や主要法令の遵守体制の整備を担当する「コンプライアンス分科会」、品質リスクや情報漏洩リスクその他の主要な事業リスクの管理体制の整備を担当する「事業リスク分科会」の三分科会が設置されており、それぞれ、取締役会が定める2015年度活動計画に従ってキセノングルーブのリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価いたしました。その結果、重大な不備は認められず、同委員会はその旨をCEOおよび取締役会に報告いたしました。	①取締役会が定める「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キヤノングループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握(法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等)を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案するとともに、取締役会の承認を得た活動計画に従って当該体制の整備・運用状況を評価し、CEOおよび取締役会に報告する。
注)下線は著者記	

出所)キヤノン株式会社「第115期定時株主総会招集ご通知」(2016年3月4日) 31~32ページより作成

# 2 アサヒグループホールディングス 株式会社

同社の「運用状況の概要」は、コンプライ

アンスに関して年1回実施しているアンケートの調査結果(全体傾向)まで記載している (表5)。

#### 表5 アサヒグループホールディングス株式会社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制!

#### • コンプライアンス体制について

#### 運用状況の概要

#### (参考) 内部統制システムの基本方針

③当社及びグループ会社の使用人等に対して、匿名の「コンプライアンスアンケート」を年1回実施し、コンプライアンスに関する意識・行動等、当社及びグループ会社の実態を多面的かつ多層的に調査しております。平成27年度は全体として「現状のコンプライアンスレベルは高い水準にあり、総じて改善傾向がうかがえる」という調査結果となりました。

①「アサヒグループ企業行動指針」に定める「公正で透明性のある 企業倫理」に基づき、「アサヒグループ企業倫理規程」及び「ア サヒグループ企業倫理ガイドライン」を定め、取締役、監査役及 び使用人はこれを遵守する。

#### 注) 下線は著者記

出所)アサヒグループホールディングス株式会社「第92回定時株主総会招集ご通知」(2016年3月2日) 45 ~ 48ページより作成

#### 表6 双日株式会社の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況」

#### リスク管理について

#### 運用状況の概要

#### (参考) 内部統制システムの基本方針

#### (整備状況の概要)

当社グループは、総合商社としてグローバルかつ多角的に事業を行っており、展開する事業の性質上、様々なリスクに晒されております。そのため、「リスク管理基本規程」に則り、リスクを分類・定義した上で各々のリスク項目ごとに任命されたリスク管理責任者が年度初めに「リスク管理運営方針・運営計画」を策定し、四半期ごとに進捗、改善状況をモニタリングしたうえで年度末に総括を行っております。

#### (運用状況の概要)

上記「リスク管理運営方針・運営計画」の策定、リスク管理運営 状況の進捗につきましては、内部統制委員会での討議を経て、経営 会議、及び取締役会に報告されております。また、事業環境の変化 などに伴う対応策の全社周知や既存のリスク領域以外の対応が必要 となった場合は、適宜、経営へ課題認識や対応状況について報告の うえ対処しております。

分類した10のリスクのうち、計測可能なリスク(市場リスク・信用リスク・事業投資リスク・カントリーリスク)に関しては、リスクを計測し、算出したリスクアセットの数値に基づいて管理しております。また、計測を行わないリスク項目(法務リスク、コンプライアンスリスク、環境・社会(人権)リスク、資金調達リスク、災害リスク、システムリスク)については、四半期のモニタリングの対象として管理状況などを経営に報告しております。

社員に対しては、リスク管理研修や、失敗事例を取り上げたケースメソッド研修を管理職手前の社員や当社グループ会社管理者層向けに実施するなど、リスク管理意識の浸透に向けての教育・啓蒙を実施しております。

当社は、当社グループの損失に結びつく信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、災害リスク等様々な社内外のリスクを識別・ 分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署

小化を図る。

・定められた社内規程や対応手順については、不断にその実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って当社グループに新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する責任者、主管部署、社内規程等を定める。

を定め、当社グループの損失発生を防ぐとともに発生時の損失極

#### 注) 下線は著者記

出所) 双日株式会社「第13回定時株主総会招集ご通知」(2016年5月26日) 47~50ページより作成

#### 表7 伊藤忠商事株式会社の「内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要」

#### (2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、確認項目ごとに担当部署を定めたうえで、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署(及び関連するその他の社内委員会)による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っています。 (中略)

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は平成28年5月6日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について平成28年3月期における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

注) 下線は著者記

出所) 伊藤忠商事株式会社「第92回定時株主総会招集ご通知」(2016年6月2日) 25ページより作成

## 3 双目株式会社

同社の「運用状況の概要」は、改正会社法 等で記載が求められていない内部統制システム の「整備状況」も併せて記載している(表6)。

# 4 伊藤忠商事株式会社

同社の「運用状況の概要」には、内部統制 システムの構築・運用状況について、取締役 会において実施した評価結果を記載している (表7)。

# V 不祥事企業の「内部統制 システムの運用状況の概要」

ところで2015年は、残念ながら例年にも増

して大型の企業不祥事が発生した年であった。これらの企業が、「内部統制システムの 運用状況の概要」をどのように記載したかを 見ていく。

## 1 株式会社東芝

かつて「内部統制の分野で最も先進的な企業」と評されていたにもかかわらず、数年間にわたる巨額な不適切会計が発覚した同社の「運用状況」は、コンプライアンスおよび監査などに関する改善状況を6事項に絞って具体的に記載している(表8)。

## 2 旭化成株式会社

子会社 (旭化成建材株式会社) が杭工事施

#### 表8 株式会社東芝の「当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等」

#### (1) 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

①執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (中略)

#### (3) 運用状況

①内部統制に関する重要な社内規程の改正等

会社法改正及び会計問題を踏まえ、「当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等」を2回改正しました。取締役会規則、取締役会規則運用基準及び取締役会運営要領を改定し、「損失の危険の管理」「コンプライアンス」等についての報告事項を充実させました。監督側の機能強化に伴い、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」を改正し、内部通報制度の詳細を定め、運用の明確化を図るため「内部通報制度運用規程」を制定しました。

(後略)

注) 下線は著者記

出所)株式会社東芝「第177期報告書(第177期定時株主総会招集ご通知添付書類)」(2016年6月7日) $34\sim36$ ページより作成

#### 表9 旭化成株式会社の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

• コンプライアンス体制について

直しを図っていきます。

#### 運用状況の概要

- ◆当社は、企業倫理およびコンプライアンスに関する基本方針とし て、「企業倫理に関する方針・行動基準」を定めて、右記のとお りそれらの浸透を図ってきました。しかし、昨年、子会社の旭化 成建材(株)の杭工事において長年にわたる一部の施工データの 流用等が判明し、また、平成28年1月に旭化成建材(株)が平成 17年から18年にかけて施工した杭工事に関して建設業法に基づく 監督処分等を受けました。当社グループはこれらの事実を厳粛に
- ◆各国でのコンプライアンス環境の変化、海外企業のM&Aおよび 旭化成建材(株)で発生した杭工事の施工データ流用等の問題を 背景に、平成28年度よりコンプライアンスおよびリスク管理体制 を見直すこととしました。

受け止めるとともに、再発防止およびコンプライアンス体制の見

具体的には、リスク・コンプライアンス室の人員を増強し、当社 グループのコンプライアンスに関する事案やリスク情報をリス ク・コンプライアンス室に一元的に集約する体制を構築し、行動 準則の見直し、教育プログラムの導入、事業毎のリスク評価とモ ニタリングを実施することを計画しています。

1. 当社は、企業の社会的責任を果たすため、当社社長が直轄する 各委員会を設置し、当社グループ全体のCSRを推進する体制を

(参考) 内部統制システムの基本方針

- 2. 当社は、企業倫理およびコンプライアンスに関する基本方針お よび諸規程を定め、これを原則として当社グループ全体に適用 する。さらに、これを当社および当社グループの役員および従 業員に周知させるための取組みを積極的に実施する。
- 3. 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図 るために、コンプライアンス担当の執行役員を任命するととも に、当社グループ全体の企業倫理に関する方針・行動基準の遵 守状況をモニタリングする体制を採る。
- 4. 当社は、コンプライアンスホットライン(内部通報制度)を導 入し、グループで働く全ての人およびサプライヤーが利用でき る什組みを設ける。
- 5. 内部監査部門の役割も担う監査部が、当社グループの全部場に おける業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実 施する。

#### 注) 下線は著者記

出所) 旭化成株式会社「第125期定時株主総会招集ご通知」(2016年6月3日) 31ページより作成

行データ流用などの不祥事を起こした同社の 「運用状況の概要 | には、不祥事を受けて、 コンプライアンスおよびリスク管理体制を見

直し、情報の一元化やリスク評価・モニタリ ングの実施などが記載されている(表9)。

#### 表10 東洋ゴム工業株式会社の「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の 適正を確保するための体制し

#### 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保する ための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。会社法及び会社法施行規則の一部改正が施行 されたこと、及び建築用免震ゴム問題に関する再発防止策を反映させるため、平成27年8月27日開催の取締役会にお いて、内部統制システムに関する基本方針の見直しを決議いたしました。また、平成27年12月24日開催の取締役会 において、一般産業用防振ゴム問題の公表を受け、内部統制システムに関する基本方針の見直しについて検討いたし ました。当社が定める内部統制に関する基本方針は以下のとおりです。

#### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社グループは、平成18年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を 確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定し運用してまいりましたが、誠に遺憾ながら、建築 用免震ゴム問題(平成27年3月公表)及び一般産業用防振ゴム問題(平成27年10月公表)の発生を防止することがで きませんでした。そのため、業務の適正を確保するための体制・運用に改善すべき点がなかったかを改めて検討した 上で、既存の仕組みを再整備し、更に、下記のコンプライアンスオフィサー制度、コンプライアンス推進室などの新 たな仕組みを導入するなど内部統制システムの強化を図っております。

## 注) 下線は著者記

(後略)

出所) 東洋ゴム工業株式会社「第100回定時株主総会招集ご通知」(2016年3月7日) 19~22ページより作成

#### 表11 三菱自動車工業株式会社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループは、取締役会において決議された「内部統制システム構築に関する基本方針」に従って内部統制システムを整備し、運用しております。

(中略)

かかる状況下、平成28年4月20日に当社が公表いたしました「当社製車両の燃費試験における不正行為」が発覚いたしました。同問題の発覚を受け、事実関係の調査、同問題に関する原因分析及び再発防止策の提言を目的として外部有識者による特別調査委員会を設置しております。

(山略)

当社グループは今後、特別調査委員会より発表される調査結果及び再発防止策を真摯に受け止めつつ、内部統制システム及び内部統制システムの運用についても抜本的な改革を行い、その再構築・強化に全社をあげて取り組んでまいります。

なお、現在、当社が取締役会において決議している「内部統制システム構築に関する基本方針」の概要は、以下の とおりです。

#### 「内部統制システム構築に関する基本方針」

(後略)

注) 下線は著者記

出所)三菱自動車工業株式会社「第47回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」(2016年6月9日)3~6ページより作成

# 3 東洋ゴム工業株式会社

免震ゴムおよび防振ゴム問題を起こした同社は、問題発生を防ぐことができなかったことから「内部統制システムの基本方針」を見直している。また、「運用状況の概要」には、既存の仕組みを再整備したことなどを記載している(表10)。

なお、2016年度になって燃費試験の不正が 発覚した三菱自動車工業株式会社は、「内部 統制システムの基本方針」の掲載箇所の前部 分に、今後、内部統制システムの抜本的な改 革の実施およびその再構築・強化を行う予定 であることを記載している(表11)。

# VI「真の内部統制」の時代へ

今まで見てきたように、改正会社法等の施

行を機に、多くの企業で自社の「内部統制システムの基本方針」を見直した上で、運用状況の概要を事業報告に記載した。しかし、「内部統制システムの基本方針」の見直しは、企業集団や監査体制に関する改正点を踏まえてはいるものの、運用状況の概要を事業報告に記載する改正点までは含まれていないケースが大勢を占めている。

また、運用状況の概要に関する実際の記載は、「運用状況の評価の記載を求めるものではない」との法務省見解が示されたため、ほとんどの企業は運用状況の「評価」までは記載していない。実のところ、事業報告は株主総会の招集通知に掲載されることから、「株主らからの余計な質問や指摘を避けるため、改正会社法等で義務化されていない事項は記載しない方がよい」というのが、各社における本音だったかもしれない。

しかし、パブリックコメントには、「なお、事業報告に運用状況の評価を記載することを妨げるものでもない」との一文が追記されている。つまり法務省は、「運用状況の『評価』を事業報告に記載してはならない」と言っているわけではない。事業報告の作成を義務付けている企業の「全て」に対してまでは、運用状況の「評価」の記載を義務化していないだけである。実際、一部の企業においては、極めて簡単な表記ではあるものの、運用状況に関する「評価」の記載が見受けられている。

他方で、財務報告に係る内部統制について は、金融庁が所管する金融商品取引法におい て以下のように定められている。

• 企業集団及び当該会社に係る財務計算に 関する書類その他の情報の適正性を確保 するために必要な体制について評価した 報告書(以下「内部統制報告書」とい う)を有価証券報告書と併せて内閣総理 大臣に提出しなければならない

(第24条の4の4 (財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価))

• 内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない

(第193条の2 (公認会計士又は監査法人 による監査証明))

つまり、金融商品取引法では、上場会社に 対して、財務報告に係る内部統制の構築・運 用状況を「評価」することが既に求められて いる。この「評価」については、金融庁企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」(2011年3月30日改訂)なども公表されている。

従来の会社法においては、各社の取締役会で決議した「内部統制システムの基本方針」を事業報告に掲載すれば法的要件を満たしていた。しかし、今般の改正会社法等の施行によって、内部統制システムの運用状況の概要を事業報告に記載することとなった。パブリックコメントでは、運用状況の「評価」の記載までは義務化されていないものの、一部の事業報告においては、「評価」に関する記載が見受けられた。

そもそも内部統制は、PDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルを回し続けながら高度化していくものであり、運用状況を「評価」し改善することが組み込まれている。また、金融商品取引法においては、財務報告に係る内部統制を「評価」した報告書の作成が既に義務化されている。

こうした状況から、今般の改正会社法等の施行によって、企業が、内部統制システムの運用状況を評価した結果を開示し、その内容についてステークホルダーから厳しく問われる時代、つまり、「真の内部統制」の時代の幕がついに開いたといえるのではないか。

#### 著者

大澤英季 (おおさわひでき) 金融システムリスク管理部上席コンサルタント 専門は内部統制、リスク管理